

デジタル社会推進会議運営要領（案）

令和3年9月6日
 デジタル社会推進会議議長決定
 令和3年12月●日
 一部改正

デジタル社会推進会議令（令和3年政令第193号）第4条の規定に基づき、デジタル社会推進会議（以下「会議」という。）の運営について以下のとおり決定する。

（会議の運営）

第1条 会議の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第2条 会議は、議長が招集する。

（関係者の出席）

第3条 議長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

（審議の内容等の公表）

第4条 会議において配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公表する。

2 会議終了後、遅滞なく、会議における審議の内容等を、適当な方法により、デジタル庁において公表する。

（議事要旨）

第5条 会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、デジタル庁においてこれを公表する。

（議事録）

第6条 議長は、会議の議事録を作成し、これを公表する。

2 前項にかかわらず、議事録が不開示情報を含むなど公表が適当でないと認める場合は、議長が会議の決定を経て非公表とすることができます。

（引き継ぎ）

第7条 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び官民データ活用推進戦略会議並びにこれらに関連する会議（以下「同本部等」という。）の廃止に伴い、これまで同本部等において決定した事項及び検討した事項等については、本会議又はこれに関連する会議その他の相当の会議に引き継がれるもの

とする。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。